（兼業）
第十八条の三　［略］
（会社の報告義務）
第二十条　会社は、郵便認証司が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を総務大臣に報告しなければならない。この場合において、総務大臣は、法第六十二条の規定に基づき罷免し、又は法第六十六条の規定に基づき懲戒処分を行うため必要があると認めるときは、会社に対し、必要な報告をさせることができる。
［一　略］
二　心身の故障により認証業務を適正に行うことができない者として第十八条の二で定める者に該当すると認められるとき。
三・四　［略］

（兼業）
第十八条の二　［同上］
（会社の報告義務）
第二十条　［同上］
［一　同上］
［新設］
二・三　［同上］

附　則

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。

○文部科学省厚生労働省令第四号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第二条の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　竹本　直一
厚生労働大臣　加藤　勝信

社会福祉士介護福祉士学校指定規則の一部を改正する省令

社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（社会福祉士の養成に係る学校の指定基準） **第三条**　法第七条第二号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ　入学の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。	（社会福祉士の養成に係る学校の指定基準） **第三条**　法第七条第二号に規定する学校（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成学校」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ　入学の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。
(1)　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の三第二項各号に掲げる者	(1)　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の二第二項各号に掲げる者
(2)　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次条第一号イ(2)において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。以下この条及び次条において同じ。）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第一条の三第五項に掲げる者であって、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの	(2)　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次条第一号イ(2)において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。以下この条及び次条において同じ。）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第一条の二第五項に掲げる者であって、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの
(3)　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次条第一号イ(3)において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者又は施行規則第一条の三第八項に掲げる者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの	(3)　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次条第一号イ(3)において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者又は施行規則第一条の二第八項に掲げる者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの
(4)・(5)　（略）	(4)・(5)　（略）
ロ～レ　（略）	ロ～レ　（略）
二　（略）	二　（略）